

新潟市長
篠田 昭 様

2018年度予算編成と市政運営に関する申し入れ書

2017年11月30日

日本共産党新潟地区委員会
委員長 田中 眞一

日本共産党新潟市議会議員団
団 長 渡辺 有子

はじめに

安倍政権の経済政策の基本となる日本経済再生本部の成長戦略と経済財政諮問会議の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）がこの6月9日に閣議決定され、安倍政権が政権に復帰してから5回目となる2018年度の予算編成などに反映されています。

破たんした安倍政権の経済政策「アベノミクス」に固執し、「企業は史上最高水準の経常利益」（成長戦略）と、企業の立場から現状を美化し、大企業のための対策を羅列する一方、国民には社会保障を切り縮めるなど、格差と貧困を拡大するものです。

安倍政権は12年末の政権復帰後、「経済再生」や「デフレ脱却」を経済政策の目玉に掲げ、異常な金融緩和や財政出動、「規制緩和」などを中心にした「成長戦略」に取り組んできました。しかし、政権復帰から4年半以上たち、異常な金融緩和や大企業減税は「円安」と輸出の拡大などで潤う大企業の儲けを増やしただけで、日本経済の立て直しにも、国民の生活向上にも役立っていません。国内総生産（GDP）の伸びは経済再生とは程遠く、家計消費でみた消費支出は前年同月を下回る月が長期に続いています。

安倍政権は、大企業の儲けが増えれば消費も投資も増えるといい続けましたが、その目論見が狂っているのは明らかです。とりわけ、消費が増えないため、雇用も増えず、新しい産業への投資も活発になりません。安倍政権が「規制緩和」による「成長戦略」を看板にしながら、大企業の儲けは貯め込み（内部留保）に回るばかりで、投資も起きてこないのはその表れです。

骨太の方針では、幼児教育の「無償化」など「人材への投資」を掲げますが、財源は消費税増税を想定し、高齢化などに伴って増える社会保障負担を毎年大幅に削減する「経済・財政再生計画」を「着実に実行」することを打ち出しているなど、国民に一層の負担増・給付減を押し付けるものです。

財務省の財政制度等審議会や内閣府の社会保障制度改革案は、医療、介護、生活保護など社会保障のあらゆる分野で給付削減の大ナタをふるう内容となっており、介護では、「要支援1、2」に続き、「要介護1、2」も保険給付からはずす計画です。生活保護では、母子加算をはじめ子育て世帯の各種加算の切り下げが検討されています。また、安倍政権は、再来年に予定している消費税増税の中止など政策の転換については国民の声に応えようとしていません。

こうしたもとで、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）ことを基本理念とする地方自治体の役割はますます重要になっています。私たちは「誰もが安心して住み続けられる新潟市」をめざす観点に立ち、以下の諸点を市政運営の基本とすることを求めるものです。

1、憲法9条改定、原発再稼働、消費税増税、TPP11など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

安倍政権は、特定機密保護法、安全保障関連法、共謀罪法等の強行につづき、憲法9条の改定、原発再稼働、消費税増税、TPP11など、国民の声に耳を傾けずに暴走しています。10月の衆議院選挙では、安倍政権の立憲主義と民主主義を踏みにじる暴走政治に対し、県民・市民の厳しい審判がくだされました。

新潟市民の立場にたち、これらの悪政にノーの明確な意思表示をおこない、市民とともに行動すべきです。

2、「日本一安心な政令市」へ、市民のいのちと健康を守ることを最優先に

平成28年度決算で民生費の割合が、とうとう政令市20市のなかで最下位となったことは、新潟市が「住民の福祉の増進を図る」という地方自治法の基本理念から最もはずれていると言っても過言ではなく、「日本一安心な政令市」は言葉だけとなっています。

年金が下がり、消費税の8%への増税が市民の暮らしを直撃し、さらに10%への引き上げが予定されているなどの状況の下で、高齢者や低所得者をはじめとする市民のいのちと健康を守るための自治体独自の施策が重要となっています。また、高すぎる国民健康保険料の引き下げも急務となっています。

平成28年度決算では、民生費を人口1人当たりの額で政令市平均にするだけで240億円を福祉・くらしに回すことができます。

税金の使い道を改めて、市民のいのちと健康を守ることを最優先させ、「日本一安心な政令市」をめざすべきです。

3、中小企業振興基本条例にもとづき、産業政策を区ごとの施策も含めて抜本的に強化するとともに、雇用の場の拡大と正規雇用の拡大を

産業政策、中小企業支援を強め、安定した雇用の場の拡大を図ることは、人口減少対策のカナメです。

新潟市中小企業振興基本条例にもとづく産業政策を、区ごとの産業政策の確立も含めて強化し、地域循環型経済を軌道に乗せ、雇用の場の拡大をはかることが求められています。

国の調査でも、「少子化」、人口減少の原因の一つは青年の雇用の不安定・低賃金問題にあることは明白です。正社員化への転換をする企業へ助成を行うなど、他自治体での取り組みを本市でも実施するなど、非正規雇用対策に取り組むべきです。

市の職員の中で、非正規雇用の職員が増え続けています。仕事に誇りを持ってまともな生活ができる賃金を保障すべきであり、同時に正規の職員を増やし、市民サービスの向上をはかるべきです。

また、指定管理者や業務委託で増加している非正規雇用に対して、公契約条例を制定し、賃金の引き上げをはかるべきです。

4、まちづくりとまちなかの活性化

「まちなかの活性化」は、市政世論調査でも市民の願いが強いものです。2008年からの「中心市街地活性化基本計画」で目標とした「賑わい・交流の促進」「まちなか居住の促進」「都市型雇用の創出」を、ハードに頼らない方法で、合併前の旧市町村単位はもとより、さらに身近な小学校区単位等での推進もはかることが必要ではないでしょうか。

そのために、「まちなか」にある空き家・空地の活用、食産業をはじめとした地域の特色を生かした産業を発展させると同時に、地域生活交通を充実させ、それぞれの「まちなか」にアクセスしやすくすべきです。

こうした取り組みを進めながら、地域コミュニティ協議会等でそれぞれの「まちづくり」が協議、推進できるように体制の確立をはかることが求められています。

5、地域生活交通の充実で持続可能な公共交通を

専用走行路の設置はやめることはもちろん、BRT事業をこれ以上続けることはやめ、市民から要望が強い区バスや住民バスの充実など地域生活交通にこそ力を入れるべきです。地域生活交通の充実をはかり、新潟交通のバス停につなげることで公共交通を持続可能にすべきです。

6、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線などの大型公共事業を大幅に見直し、市民生活に直結する事業への予算配分を

本市の平成28年度決算での土木費割合は、20政令市のなかでトップとなりました。その要因には、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線事業などの大型開発があります。

新潟駅周辺整備事業が地域経済活性化に結びつく保証はなく、凍結部分は中止するとともに、事業費圧縮のための大幅な見直しをおこなうべきです。

新潟バイパス紫竹山インターから明石通りまでの現事業区間ですら完成年度が不明確であり、人口減少時代のもと、万代島ルート線事業は高架化を中止するなどの措置をとるべきです。

土木費は、老朽化した橋梁の補修や生活道路などの市民生活に直結する事業こそ優先すべきです。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

市民の安全、くらしを支えるための重点要望

1. 憲法9条改定、原発再稼働、消費税増税、TPP11 など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

- (1) 憲法9条に自衛隊を明記する改憲に反対するとともに、集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回、安全保障関連法および「共謀罪」法の廃止を国に求めること。
- (2) 憲法9条のもとで専守防衛に徹してきた自衛隊が、安全保障関連法によって武器使用等の任務が拡大され、命が危険にさらされることが現実のものになっている状況の中で、憲法を守り住民の命に責任を負う自治体として、自衛隊地方協力本部による中学生や高校生を対象とした住民基本台帳の閲覧を許可しないこと。
- (3) 柏崎刈羽原発について、「県民の命と暮らしが守られない現状において再稼働は認められない」との県知事の立場を支えるとともに、「1年でも早く廃炉に向けた工程表、枠組み」を作るよう、国・県、東電に強力に働きかけること。
- (4) 消費税の10%への増税を撤回するよう国に申し入れること。
- (5) 農業と地域経済を破壊する11カ国TPPや日米FTA等の推進に断固反対すること。

2. 災害に強いまちづくりのために

- (1) 新潟市には土砂災害の危険のある箇所が313ヶ所あり、そのうち建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」は220ヶ所に及ぶ。これらのハード対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独自でも対策を講ずること。
- (2) 道路や橋梁をはじめライフラインについて、老朽化対策が必要な箇所から点検をおこない、計画的に改修をすすめること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任でおこなうこと。
- (3) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定することとあわせ、被害想定と関連させた被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりとつこと。
また、避難所は、被災者の救護所として、衣食住はじめ保健・医療サービスなど機能と環境が整えられるよう検討をすすめること。高台や高層建築物などの避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等の設置を検討すること。

3. 市民負担の軽減と新たな負担増をおこなわないこと

- (1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。
- (2) 国保の都道府県単位化後も法定外繰入を継続し、被保険者負担の軽減をはかること。また、県単位の「同一保険料・同一サービス」に反対すること。

- (3) 国民健康保険の保険料および一部負担金の減免について、恒常的な低所得世帯なども対象となるよう基準を緩和・拡充すること。
- (4) 国民健康保険の子どもの均等割保険料を撤廃、軽減すること。
- (5) 国民健康保険の資格証の発行をやめること。
- (6) 国保の財政基盤の確立と「高い保険料水準」の解決のため、国が責任をもってさらなる公費拡充を図るよう求めること。
- (7) 無料低額診療事業について周知・徹底するとともに、市民病院で実施すること。また、保険薬局についても同事業の対象となるよう国に働きかけること。
- (8) 債権管理課等がおこなう徴収業務は、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにすること。
- (9) 生活保護基準の引き上げ及び冬期加算の月額を元に戻すよう国に働きかけること。
- (10) 市営住宅家賃について、生活保護基準の1.4倍までの減免制度をつくること。
- (11) 生活保護世帯、住民税非課税世帯、障害者世帯、母子世帯に福祉灯油を実施すること。
- (12) 公民館、学校開放、コミュニティーセンター・ハウスの利用は無料に戻すこと。市の責任で駐車場を確保し、利用者に負担を求めないこと。
- (13) ゴミ有料化はやめること。少なくとも指定ゴミ袋料金の大幅引き下げをおこなうこと。

4. 高齢者・障害者の生活を守るために

- (1) 新総合事業の訪問型・通所型サービスについて、利用者が希望すれば現行相当サービスを受けられる扱いを今後も継続すること。
- (2) 高齢者全体を対象とした基本チェックリストの配布を復活すること。
- (3) 国は介護予防・日常生活支援総合事業費に「上限」を設定しているが、サービス提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんし、「上限」を理由にサービス利用を抑制しないこと。
- (4) 介護サービス利用料の2割負担の対象者拡大や、「要介護1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外することに反対すること。
- (5) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的な引き上げを求めるとともに、介護保険料・利用料の引き上げは行わないこと。低所得者などへの減免制度を拡充すること。
- (6) 特別養護老人ホームを増設し待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、看護師加配などへの財政支援をおこなうこと。
- (7) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業は元に戻すこと。また、利用券と現物支給が選択できるようにすること。
- (8) 老人憩の家は、廃止しないこととあわせ利用料は無料にすること。

- (9) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めると同時に、利用料は無料にすること。
- (10) 内部障がい者や難病患者、妊娠初期の人などが周囲から手助けを得られやすいように作成されたヘルプマークの周知をはかるとともに、市としてヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示などを行うこと。

5. 誰もが安心して産み育てられるために

- (1) 子ども医療費助成について、通院も高校卒業まで広げること。
- (2) 就学援助の認定基準を生活保護基準の1.4倍に戻し、所得階層別の支給率切り下げをやめること。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を援助費目に加えること。支給額を国の基準に引き上げること。
- (3) 大規模・過密のひまわりクラブの分割、施設改善を急ぐこと。また、学童保育の質の確保等の観点から、民間事業者を指定管理者としないこと。
- (4) 放課後児童健全育成事業の処遇改善事業を実施するなど、ひまわりクラブの支援員と補助員の待遇を抜本的に改善すること。
- (5) 市が運営を委託している民設のひまわりクラブについても、指定管理のひまわりクラブなどと同様に所得に応じた減免や多子減免が適用できるよう、市の委託料を増額すること。
- (6) 0～2歳児の潜在的待機児童の解消のために、公立の低年齢児の小規模保育所の整備を進めること。
- (7) 多子世帯の第三子以降の保育料無償制度は、第1子が小学校3年生以下か所得制限が条件となっているが、ひとり親世帯については、第1子の上限を高卒まで拡大すること。
- (8) 保育の市場化を許さず、公的保育制度を堅持・拡充すること。今後も公立保育園、社会福祉法人を中心とした整備をすすめ、事業撤退のリスクや保育の質の確保への懸念がある民間事業者の小規模保育事業等への参入を認めないこと。
- (9) 病児保育を市内全区でおこなえるようにすること。
- (10) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。
- (11) 病院群輪番制事業について、国の公的病院に対する特別交付税措置を活用し、救急医療を担う民間病院への支援を強めること。
- (12) 在宅医療体制の整備を早急に進めること。

6. ゆきとどいた教育をすすめるために

- (1) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- (2) 本市の学校の常勤講師は1週間の任用の「空白期間」があり、臨時の学校図書館司書や給食調理員は学期ごとに採用と雇止めによる1か月間の「空白期間」が繰り返されている。総務省の会計年度任用職員制度の導入に向けたマニュアルでは「退職手当や社会保険の適用を免れるための任用の『空白期間』の設定は適切

ではない」と是正を求めおり、新制度がスタートする2020年を待たずに直ちに是正すること。

- (3) 学校給食調理業務の民間委託を中止すること。直営自校方式の小中学校給食を継続すること。中学校のスクールランチについても全員給食とすること。就学援助を受けている生徒のスクールランチのプリペイドカードはポイントを入れたものにする。
- (4) 学校給食は無償化すること。
- (5) いじめ、不登校等に対応するスクールソーシャルワーカーを増員すること。
- (6) いじめや虐待など、子どもの人権侵害に対応する人権オンブズパーソン制度を創設すること。
- (7) 介助員は学校の要望に添った配置をおこなうなど特別支援教育を充実すること。
- (8) 学校統廃合については、住民合意をていねいにおこなうこと。

7. 「中小企業振興基本条例」を生かして、中小企業の振興、商店街への支援強化を。

TPP推進に断固反対し、農家の所得補償など農業への支援強化を

- (1) 「中小企業振興基本条例」を生かすために「振興会議」等の条例推進のための機構をつくること。また、区ごとの特性を生かした産業政策と体制の確立をはかること。
- (2) 地域商店魅力アップ応援事業を継続し、補助率を現行の1/3から1/2に引き上げること。
- (3) 子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業は、予算を増額するとともに、子育て世帯と高齢者世帯の補助上限額を20万円に引き上げること。申請窓口を区役所にも設置すること。
- (4) 小額工事等契約希望者登録制度の活用を各部局・区役所に徹底し、この制度の利用を広げること。また、対象工事を200万円までに引き上げること
- (5) 「新潟IPC財団ビジネス支援センター」の体制を強化するとともに、身近なところで相談できるようにすること。
- (6) 米の直接支払交付金の継続、充実を国に求めること。市独自の所得補償制度を検討すること。
- (7) 市街化区域内の農地の保全、小規模基盤整備事業など転作条件の整備、花卉・園芸農家の新品種開発や販路拡大への助成、産直・朝市など農家の自主的取り組みへの助成、学校給食への地場産農産物の利用促進などを進めること。

8. 非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげる

- (1) 非正規社員の正社員化を進める民間企業への助成を行うこと。
- (2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。
- (3) 市民サービスが十分担えるように、恒常的に業務に従事している非正規職員は

正規職に転換すること。また、保育士、学校図書館司書などの非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。

- (4) 指定管理料を増額し、指定管理施設職員の雇用の安定化と賃金水準の引き上げをはかること。
- (5) 「公契約条例」を制定し、公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者の賃金を保証すること。

9. まちづくりとまちなか活性化

- (1) 古町や本町の中心市街地への居住の促進のため、徒歩や自転車で通える下町地域をはじめ、居住促進のために空き家に対する取り組みの支援を重点的におこなうこと。
- (2) 食産業のさらなる発展でまちなかの雇用を生み出すこと。
- (3) 市民のみなさんから「みなとまち新潟」の魅力・歴史を再発見、再認識していただくためにも、「新潟市観光循環バス」に高齢者をはじめとした市民割引を適用するとともに、市民向けのPRを広げること。
- (4) 区バス・住民バスを拡充し、通院や買い物など、市民のまちなかへの移動を便利にすること。
- (5) 「まちなか居住の促進」「都市型雇用の促進」「賑わい・交流の促進」のための取り組みを、合併市町村単位でそれぞれの実情にあった形で進めること。

10. BRTはやめ、地域生活交通の充実で持続可能な公共交通を

- (1) これ以上のBRT計画を中止し、専用走行路の設置や新たに連節バスを購入することなどはやめること。
- (2) 区バスの抜本的拡充、住民バスの運行主体立ち上げと支援を積極的におこなうこと。
- (3) 住民の移動の確保を自治体の責務として位置づけること、交通空白域を解消することなどを柱とした「新潟市交通基本条例」を制定すること。

11. 市民参加を最優先にした政令指定都市新潟を

- (1) 区長の準公選制を実施し、市民に身近なサービスや事業の予算を区役所におろし、権限を強化すること。
- (2) 区自治協議会は、住民の意見を反映させる機関として、公募委員数を増やし、住民参加を積極的にすすめること。予算やまちづくりに関する発言権を保障し、尊重すること。
- (3) 補助金の拡充や事務局体制の確立、拠点の整備など、コミュニティ協議会に対する支援をすすめること。

12. ムダづかいをただし、市民生活のための予算に

- (1) 新潟駅連続立体交差・周辺整備事業は、凍結部分は中止するとともに、万代広場をはじめ事業費圧縮のための大幅な見直しをおこなうこと。
- (2) 万代島ルート線事業は、高架化を中止するなどの見直しを行うこと。
- (3) 水と土の芸術祭2018のメイン会場となる「万代島旧水揚場跡地」を7億8千万円もかけて整備する計画を中止するとともに、水と土の芸術祭への市の負担金は大幅に減額すること。

以 上